

令和元年 7 月 18 日	資料 2
第 1 回東京都保険者協議会 第 1 回特定健診・特定保健指導特別部会	

令和元年度
第 1 回 東京都保険者協議会
報告事項

東京都保険者協議会

目 次

- (1) 平成 30 年度 東京都保険者協議会監査報告について・・・・・・・・・・ 1
- (2) 令和元年度 各種会議開催状況について・・・・・・・・・・ 2
- (3) 令和元年度 特定健診等集合契約締結状況について・・・・・・・・ 7
- (4) 日本健康会議の 2019 年全数調査における保険者協議会の達成要件（宣言 3 関係）
について・・・・・・・・・・ 9
- (5) 「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」の設置について・・・・・・・・ 13

(1) 平成 30 年度 東京都保険者協議会監査報告について

監 査 報 告 書

平成 30 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算につき、諸帳簿及び関係書類に関する監査を行ったところ、いずれも適正に管理執行されていることを認めましたので報告いたします。

令和元年 6 月 12 日

監 事

デパート健康保険組合
専務理事 岡本 和司



東京都保険者協議会
会 長 加 島 保 路 様

(2) 令和年度 各種会議開催状況について

①東京都保険者協議会について

●研修会の開催について

○「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出に向けた研修会開催

開催日	令和元年6月6日（木）
対象者	東京都保険者協議会委員 特定健診・特定保健指導特別部会委員 24名
参加人数	15名
場所	ベルサール飯田橋駅前
テーマ	「特定健診・特定保健指導が進化するポイント」 -データヘルス計画の活用で保険者機能が大変身！-
講師	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 特任教授 古井祐司氏

②東京都保険者協議会データ分析部会について

○第1回（令和元年6月21日（金））

【議題】

- 1) 平成30年度 東京都保険者協議会データ分析部会事業報告
- 2) 令和元年度 東京都保険者協議会データ分析部会の取組について
- 3) 令和元年度 データ分析に関する研修会について
- 4) 東京都の健康・医療情報にかかるデータ分析事業報告書について
- 5) その他

【協議結果】

令和元年度の活動内容について「データ分析に関する研修会」を開催するためのテーマ及び講師候補について選定を行った。開催時期については、秋以降を予定。

③東京都保険者協議会保健活動部会について

○第1回（令和元年6月24日（月））

【議題】

- 1) 平成30年度 東京都保険者協議会保健活動部会事業報告
- 2) 令和元年度 東京都保険者協議会保健活動部会の取組について
- 3) 保険者協議会の協働の取組について
 - ①促進月間におけるポスター等の選定
 - ②都が実施するイベント等への後援グッズ検討
 - ③活用促進に向けた取組へのご意見
- 4) 令和元年度 保健事業に関する研修会について
- 5) 日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件（宣言3関係）について
- 6) その他

【協議結果】

令和元年度の活動内容について、促進月間におけるポスターの選定及び東京都主催のイベントへの協賛事業として後援グッズの選定を行った。

また、「保健事業に関する研修会」を開催するためのテーマ及び講師候補について選定を行った。開催時期については、秋以降を予定。



ポスターの選定

令和元年度から、各保険者が加入者への疾病予防や健康づくりのための取組を協働で行うことで、東京都全体の取組をさらに推進するよう、促進月間を設定している。

促進月間では、東京都保険者協議会ホームページで周知を図るほか、各保険者が活用可能な資料やポスター等を掲載する。

掲載箇所

東京都保険者協議会ホームページ

掲載期間

促進月間時期に合わせて随時ホームページに掲載していく（次ページ参照）。

なお、掲載期間については、促進月間終了後も当分の間掲載し、医療保険者へ提供する。



禁煙成功の秘訣は
「ニコチン依存症」を克服することです。
2019.01 START



「COPD?？」
この病気は 知らず知らずのうちに
増え続ける COPD
による死因

せき・たん・息切れ・・・本当に風邪ですか？
シャワーピーティー
COPD
まんせい へいそくせい はい しつかん
慢性閉塞性肺疾患
医師 工藤 周二先生（呼吸器科専門医）



ご存知ですか？

東京都福祉保健局
東京都健康増進局

「ニコチン依存症」は病気です

「たばこをやめたくてもやめられない」…その症状は「ニコチン依存症」といわれる病気の一つです。身体的依存の他にも、精神的依存の症状があります。

ニコチンパッチ・ニコチンガム

ガムを噛んだり、パッチを貼ることで、体内に少量のニコチンを供給し、断煙時のイライラを緩和します。

① 薬局及びコンビニ、スーパーでも購入できます。病院でも処方してもらえます。

② 薬を使うと、どのくらい効果が期待できる？

個人差はありますが、目安として禁煙までに2～3万円くらいかかります。

医療機関で治療する方法

最近では、一定の要件を満たせば、医療保険の対象となりました。

③ 病院での治療は、何回も通院が必要？

禁煙外来は、合計5回の通院が基本となっています。

④ 禁煙治療の費用の目安は？

保険適用：12,000円から2万円程度
自由診療：4万円から6万円
（※保険適用や治療内容によって異なります。）

※保険適用となる医療者の診療や、東京都内医療機関の診療は、こちらをご覧ください。

たばこをやめると太る？

「たばこをやめると太る」ということを心配して禁煙に専念し始める方も少なくないのではないでしょうか？禁煙後に起こる体重増加については、その理由を知り対処方法を実行することで防ぐことができます。医師対策はたばこ以外の方法です！

① 「禁煙すると太る」理由とは？

- 1 味覚と嗅覚が戻って、食事が美味しくなる。
- 2 口寂しさから、間食が増える。
- 3 胃腸の血流が良くなり、食欲が正常に戻る。

体重増加を防ぐコツ

口寂しさを紛らわせる食べ物に注意する！
デスク周りに低カロリーな食べ物をおかず準備



シュガーレスガムやキャンディー、タブレット



軽い運動



冷たい水・熱いお茶

バランスよく食べてこまめに運動！



階段を上る
10分＝65kcal



お腹を絞る
15分＝39kcal



走車をする
30分＝142kcal

※消費カロリーは50歳女性・60kgの場合
平成26年3月発行
編集・発行 東京都福祉保健局健康増進部健康増進課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(6320)4358
登録番号 (24) 291

禁煙成功へのセルフメソッド

卒煙を考えよう

たばこの煙には、4,000種類以上の化学物質が含まれており、たばこに含まれる有害物質は、心臓病や脳卒中だけでなく、消化器病やぜん息なども引き起こすといわれています。まずは禁煙に禁煙のスタート地点に立ってみませんか？



東京都福祉保健局
東京都健康増進局

ちょっと実行、ずっと健康。



体重を測ろう！

定期的に体重を測って、自分の体重の変化を確認しよう。



食生活を整えよう！

野菜を多く摂って、食生活を健康的にしよう。



階段を登ろう！

エスカレーターやエレベーターを使わず、階段を登って、体を動かそう。



リフレッシュしよう！

仕事や勉強の合間に、ストレッチや深呼吸をしよう。

できることから始めよう。

「健康増進普及月間」は、健康増進のきっかけづくりです。できることから始めて、健康な生活を送りましょう。

東京都福祉保健局 東京都健康増進局

野菜の「ちから」が期待できる量は、



「350g」です！

毎日350g以上野菜を食べている人の割合（※）

性別	年齢	割合
男性	10代	24.5%
男性	20代	25.9%
男性	30代	28.5%
男性	40代	28.4%

【注】※10代～40代の男性を対象とした調査結果です。調査期間は平成27年10月～12月。調査方法は、自覚調査による。

東京都福祉保健局 東京都健康増進局

階段上って気分も上げよう！



GO!

今日も健康ファイトネス！

歩きスマホはやめよう！ 東京都福祉保健局

《乳がん月間（10月）》



《糖尿病予防月間（11月）》

定期的に健診を受け、血糖値を把握しましょう

糖尿病の疑いがあるかなければ、血糖値でわかります。

血糖値が正常範囲内でも、過剰な食生活や運動不足で、血糖値が上昇する可能性があります。

血糖値が少し高めでも、気づいたら「糖尿病」になる可能性があります。日々の生活習慣を見直し、血糖値を下げましょう。

血糖値が高いと、合併症（糖尿病）のリスクが高まります。すぐに医師に相談しましょう。

HbA1cとは
血糖値の平均値を示す指標。1ヶ月間の血糖値の平均値を示し、糖尿病の有無を判断する重要な指標です。

糖尿病を予防したら
定期的に医師を受け、医師の指示に従って血糖値を適切にコントロールすることで、合併症を予防することが大切です。

糖尿病による合併症

腎臓	人工透析
網膜症	失明
神経障害	下肢切断

生活習慣病による動脈硬化の進行

虚血性心疾患 → 生命の危険

糖尿病と動脈硬化は互いに深く関係して進行

糖尿病の合併症は、早期発見・早期治療が重要です。

血糖値をコントロールするための食事療法、運動療法、薬物療法があります。

血糖値をコントロールするための食事療法、運動療法、薬物療法があります。

血糖値が高いとどうなるの？
糖尿病を正しく知って予防しましょう！

40歳から74歳の日本人の約3分の1は、糖尿病を発症しているかその予備軍です。

血糖値が高いと、動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中のリスクが高まります。

血糖値をコントロールするための食事療法、運動療法、薬物療法があります。

東京都福祉保健局

《後発医薬品使用促進月間（2月）》

今までも、これからも。

**未来 Mirai
信頼 Shinrai
安心 Anshin
ジェネリック医薬品**

その先には、ひろがる笑顔。

安心 信頼
ジェネリック医薬品は、原薬（有効成分）が同じで、品質も厳格に管理されています。効果も本剤と同等です。また、価格が低いため、患者様の負担を軽減します。

安全
ジェネリック医薬品は、厳格な品質管理のもとで製造されています。効果も本剤と同等です。また、価格が低いため、患者様の負担を軽減します。

ジェネリック医薬品は、原薬（有効成分）が同じで、品質も厳格に管理されています。効果も本剤と同等です。また、価格が低いため、患者様の負担を軽減します。

ジェネリック医薬品は、原薬（有効成分）が同じで、品質も厳格に管理されています。効果も本剤と同等です。また、価格が低いため、患者様の負担を軽減します。

ジェネリック医薬品は、原薬（有効成分）が同じで、品質も厳格に管理されています。効果も本剤と同等です。また、価格が低いため、患者様の負担を軽減します。

イベントへの協賛

令和元年度から、保険者協働の取組として、健康づくりや疾病予防のために、東京都の「Tokyo 健康ウォーク（大腸がん普及啓発事業）」及び「ピンクリボン in 東京」の後援を行う。

主催：東京都

イベント	参加人数	選定グッズ
Tokyo 健康ウォーク（11 月頃） （大腸がん普及啓発事業）	2,100 人	ウエットティッシュ
ピンクリボン in 東京（10 月頃）	5,000 人	絆 創 膏

●研修会の開催について

○令和元年度 特定保健指導等プログラム研修会【初級編】開催

		第 1 回	第 2 回
開 催 日		令和元年 6 月 18 日（火）	令和元年 6 月 28 日（金）
参 加 人 数		118 名	102 名
場 所		エッサム神田ホール 2 号館	東京都医師会館 2 階講堂
研 修 Ⅰ	特定健診・特定保健 指導制度について	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 客員研究員 柿 沼 美 智 留 氏	
研 修 Ⅱ	全身の健康づくりの 一環としての 歯科口腔保健	日本アイ・ビー・エム健康保険組合 予防歯科 歯学博士 加 藤 元 氏	
研 修 Ⅲ	喫煙・禁煙に関する 基礎的事項について	公益社団法人 地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター センター長 中 村 正 和 氏	

(3) 令和元年度 特定健診等集合契約締結状況について

2019年度 特定健診等集合契約締結状況

契約状況	特別区	市町村	島しょ	保健指導機関	合計
締結	30	28	1	0	59
合意	1	2	3	2	8
折衝中	0	0	0	0	0

2019/7/17

地区医師会	特定健診 契約状況	実施期間		特定保健指導 契約状況	実施期間	
		西暦	年月日 ~ 年月日		西暦	年月日 ~ 年月日
1	千代田区	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31			~
	神田	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31			~
2	中央区	締結	2019 5 10 ~ 2020 3 31	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31	
	日本橋	締結	2019 5 10 ~ 2020 3 31			~
3	港区	締結	2019 7 1 ~ 2019 11 30			~
4	新宿区	締結	2019 6 1 ~ 2020 3 31			~
5	文京区	締結	2019 6 15 ~ 2020 1 31			~
	小石川	合意	~			~
6	下谷	締結	2019 5 1 ~ 2020 3 31			~
	浅草	締結	2019 5 1 ~ 2020 3 31			~
7	墨田区	締結	2019 6 1 ~ 2020 3 31			~
8	江東区	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31	
9	品川区	締結	2019 5 1 ~ 2020 3 31			~
	荏原	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31			~
10	目黒区	締結	2019 6 1 ~ 2019 11 30			~
11	大森	締結	2019 6 1 ~ 2020 3 31			~
	田園調布	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31			~
	蒲田	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31			~
12	世田谷区	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31	
	玉川	締結	2019 5 16 ~ 2020 3 31	締結	2019 5 16 ~ 2020 3 31	
13	渋谷区	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31			~
14	中野区	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31			~
15	杉並区	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31	
16	豊島区	締結	2019 6 1 ~ 2020 1 31			~
17	北区	締結	2019 4 1 ~ 2019 12 19			~
18	荒川区	締結	2019 10 1 ~ 2020 3 31			~
19	板橋区	締結	2019 6 1 ~ 2020 3 31	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31	
20	練馬区	締結	2019 5 1 ~ 2020 3 31			~
21	足立区	締結	2019 5 10 ~ 2020 3 31			~
22	葛飾区	締結	2019 6 1 ~ 2019 9 30			~
23	江戸川区	締結	2019 4 1 ~ 2020 3 31			~

地区医師会	特定健診 契約状況	実施期間						特定保健指導 契約状況	実施期間								
		西暦	年	月	日	～	年		月	日	西暦	年	月	日	～	年	月
24	八王子市	締結	2019	5	1	～	2020	3	31					～			
25	立川市	締結	2019	5	15	～	2020	3	31					～			
26	武蔵野市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31					～			
27	三鷹市	締結	2019	5	1	～	2020	3	31					～			
28	青梅市	締結	2019	6	1	～	2019	11	30					～			
29	府中市	締結	2019	7	1	～	2019	9	30					～			
30	昭島市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31					～			
31	調布市	締結	2019	5	1	～	2020	1	31					～			
32	町田市	締結	2019	4	1	～	2020	3	31					～			
33	小金井市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31					～			
34	小平市	締結	2019	7	1	～	2020	1	31					～			
35	日野市	締結	2019	4	1	～	2020	3	31					～			
36	東村山市	締結	2019	6	15	～	2020	3	31					～			
37	国分寺市	締結	2019	5	1	～	2020	3	31					～			
38	国立市	締結	2019	4	1	～	2020	3	31					～			
39	西東京市	締結	2019	7	1	～	2019	12	20					～			
41	福生市	締結	2019	6	1	～	2019	10	31					～			
42	狛江市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31					～			
43	東大和市	締結	2019	6	1	～	2020	3	31					～			
44	清瀬市	締結	2019	8	1	～	2019	12	31					～			
45	東久留米市	締結	2019	6	1	～	2019	11	30					～			
46	武蔵村山市	締結	2019	6	3	～	2019	3	31					～			
47	多摩市	締結	2019	5	1	～	2020	3	31					～			
48	稲城市	締結	2019	4	1	～	2020	3	31					～			
49	あきる野市	締結	2019	8	1	～	2019	12	28					～			
50	羽村市	締結	2019	6	1	～	2019	10	31					～			
51	瑞穂町	合意				～								～			
52	日の出町	締結	2019	6	1	～	2019	10	31					～			
54	檜原村	締結	2019	5	7	～	2020	3	31					～			
55	奥多摩町	合意				～								～			

※特定保健指導は行わない

特定保健指導実施機関	特定保健指導 契約状況	実施期間			
		西暦	年	月	日
株式会社 ベネフィットワン・ヘルスケア	合意				~
SOMPOリスケアマネジメント株式会社	合意				~

代表保険者と実施機関との契約状況		実施機関と各島しょ地区との実施期間		
島しょ地区実施機関	特定健診 契約状況	実施島しょ	実施期間	
			西暦	年月 日 ~ 年月 日
公益財団法人 東京都予防医学協会	合意	神津島村		~
医療法人社団 同友会 春日クリニック第二	合意	新 島 村		~
医療法人社団 こころとからだの元気プラザ	合意	利 島 村		~
		三 宅 村		~
		八 丈 町		~
		小笠原村		~
医療法人社団 藤清会 大島医療センター	締結	大 島 町	令和元年5月19日(日)、 令和元年6月16日(日)・23日(日) 令和元年7月7日(日)・21日(日) 令和元年8月18日(日) 令和元年9月8日(日) 令和元年10月6日(日)	

※実施期間については、各島しょ地区により異なるため、決定次第掲載いたします。

日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件（宣言3）の達成状況 回答様式

(4) 日本健康会議の2019年全数調査における保険者協議会の達成要件（宣言3 関係）について

東京都保険者協議会 回答（2019年7月1日時点）

太枠欄のうち該当があるものについて、ご記入をお願いいたします。

宣言3の達成状況について
※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。
※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。

達成要件		2018年度中に 実施済み	2019年4月1日～ 7月1日に実施済み	2019年度中に 実施予定	小項目	大項目
※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。		※複数回答可				
宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。						
	①特定健診・保健指導の実施率向上に向け、受診者の高い保険者の取組の共有や、保険者共同での広報活動（ポスター作成、住民や医療関係者への働きかけ等）を行っている。	○	○	○		
	②特定健診・保健指導の実施率向上に向け、受診者の高い保険者の取組の共有や、保険者共同での広報活動（ポスター作成、住民や医療関係者への働きかけ等）を行っている。	○	○	○		
1. 特定健診・保健指導の実施率向上 ※宣言3の達成に係る大項目1の達成要件・小項目①～③のうち1つ以上の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目1の達成要件・小項目①～③のうち2つ以上の達成						
	① 具体的な取組内容をご記入ください。 ② 質問①の回答に、取組事例の共有が含まれる場合、共有している取組の実施保険者名・具体的な取組の内容をご記入ください。					
2. 特定健診・保健指導の実施率向上 ※宣言3の達成に係る大項目1の達成要件・小項目①～③のうち1つ以上の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目1の達成要件・小項目①～③のうち2つ以上の達成						
	① 保健事業推進に係るポスター及びフリーフレットを作成し、保険者協議会やイベント等で展開。 ② 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催。 ③ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ④ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑤ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑥ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑦ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑧ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑨ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑩ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑪ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑫ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑬ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑭ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑮ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑯ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑰ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑱ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑲ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ⑳ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉑ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉒ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉓ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉔ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉕ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉖ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉗ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉘ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉙ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉚ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉛ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉜ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉝ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉞ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㉟ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊱ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊲ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊳ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊴ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊵ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊶ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊷ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊸ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊹ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊺ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊻ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊼ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊾ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊿ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】（中・上級編）】を開催（8月、10月）。 ㊽ 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習					

宣言書の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言書の達成と見なされます。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、宣言書の達成と見なされます。					達成要件		達成状況		取組の経緯等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。
大項目	小項目	2018年度中に 実施済み	2019年4月1日～ 7月1日に実施済み	2019年度中に 実施予定	※複数回答可				
3. 特定健診データの保険者間の移動の推進	特定健診・保険指導は、医療費適正化の観点から保険者が共通で取り組む法定業務の取組である。加入者が移動した場合、法令上、旧保険者は現住所の求めに応じて特定健診データを提供しなければならぬとされていること、また、重要性を認識し、国が整備した様式やルールの周知など、管内の保険者に対する働きかけを行っている。			○			働きかけの具体的な内容をご記入ください。 【2019年度中に実施済み】 東京都保険者協議会において協議を行う予定	【2018年度中に実施済み】 一般社団法人東京都総合組合医療健康推進協会が主催しているフェスティバルの各イベント内において保健事業推進に係るリーフレット配布による啓発を実施 【2019年度中に実施済み】 東京都保険者協議会としての促進月間を決定。また、各医療保険者を通じて被保険者に対して使用出来るポスター・リーフレットを作成し、東京都保険者協議会HPで展開。 《促進月間名》 ①禁煙週間(5月31日～6月6日) ②健康増進週間(9月) ③乳がん月間(10月) ④糖尿病予防月間(11月) ⑤後援医療品使用促進月間(2月) 【2019年度中に実施予定】 東京都主催の「Tokyoの健康ウォーク(大腸がん検診普及啓発事業)」及び「ピンクリボンin東京」の後援を行い、参加者向けにグッズ配布による啓発を実施予定。	
	①健康教室やウォーキング大会の共同開催や、後援医療サービスの提供、受診回数防止の働きかけ、医療資源を大切に使用する啓発教育など、保険者間の協力を促進・健康づくりや医療費適正化等の活動をしている。		○	○	○				活動の具体的な内容をご記入ください。
4. 保険者間の協力的な予防・健康づくり等の取組、都道府県の健康増進の推進体制、都道府県の中核的役割の発揮	②住民の健康増進について、医療関係者、企業、大学等の幅広い関係者と連携しながら住民に働きかけ、行政と民間が協力的な取組を進める体制を整え、取組を進める観点から、制度や組織の垣根を超えて、広く民間等の関係者が一体となって健康づくりを推進する。例えば、都道府県等が中心となり「地域健康日本健康会議」(又はこれに類する会議体)を、保険者協議会と連携しながら開催する。又は当該関係者の参加及び助言を要しながら保険者協議会を開催する。 ※2018年度から追加した取組			○			【2018年度中に実施済み】 《会議体等について》 ・名称(東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議、東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議(都道府県府会)) ・実施日程(07/23日、10/9日、2月12日、3月4日) ・主催者(東京都) ・参加者(学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員) ・主な議題(プラン21の推進に関する事項) ・関係者協議会との関係(保険者協議会の委員が保険者団体代表として当該会議に参画) 【2019年度中に実施予定】 《会議体等について》 ・名称(東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議、東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議(都道府県府会)) ・実施日程(8月、9月、11月、2月(予定)) ・主催者(東京都) ・参加者(学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員) ・主な議題(プラン21の推進に関する事項) ・関係者協議会との関係(保険者協議会の委員が保険者団体代表として当該会議に参画) 【2018年度以前より実施済み】 医師会、歯科医師会、薬剤師会が東京都保険者協議会の委員として参画。 【2019年4月1日～7月1日に実施済み】 ・看護協会、企業、学識経験者、企業、大学関係者等について、必要に応じてオブザーバーとして参画を依頼(2019年度より) ・東京都保険者協議会委員会向けに、特定健診等を取り巻く現状や課題について学ぶことを目的として、大学特任教授による開講を実施。	① 関係者が一体となって健康づくりを推進するなどの会議体等について、具体的な内容をご記入ください。 ② 関係者が一体となった健康づくりを推進するなどの会議体等について、具体的な内容をご記入ください。	
	③保険者協議会の事務局を、都道府県が自ら担う。又は国民健康保険団体連合会と共同で担う。 ※2018年度から追加した取組								① 7月1日時点で、保険者協議会の事務局の体制をご記入ください。 ② 7月1日以降に事務局の設置を予定している場合、予定している事務局の体制をご記入ください。
5. 保険者間の協力的な予防・健康づくり等の取組、都道府県の健康増進の推進体制、都道府県の中核的役割の発揮	④保険者協議会の事務局を、都道府県が自ら担う。又は国民健康保険団体連合会と共同で担う。 ※2018年度から追加した取組							① 東京都と東京都国民健康保険団体連合会が共同で事務局運営を担っている。	

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。								
達成要件		2018年度中に 実施済み	2019年4月1日～ 7月1日に実施済み ※複数回答可	2019年度中に 実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各事件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。			
大項目	小項目				【2018年度中に実施済み】 ①東京都保険者協議会データ分析部会において、医療保険者の好事例を収集し、事例集を作成。 ②実施主体（全国健康保険協会 東京支部） 具体的な取組内容（薬剤師会と協議して実施した後発医薬品の使用促進事業等を紹介） 実施主体（東京都後発高齢者医療広域連合） 具体的な取組内容（保険者等による連携・巡回受診の取組を紹介） 【2019年4月1日～7月1日に実施済み】 ①東京都主催の「第1回 東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会委員が保険者団体の代表として参画。 ②実施主体（全国健康保険協会 東京支部） 具体的な取組内容（後発医薬品使用促進の取組を紹介） 【2019年度中に実施予定】 ①引き続き、東京都主催の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会委員が保険者団体の代表として参画予定。			
	後発医薬品の使用促進や重積投薬等の適正化のための取組 5. 後発医薬品の使用促進や重積投薬等の適正化のための取組 ※2018年度から追加した取組	○	○	○	① 具体的にどのような取組を行っているのかご記入ください。 ② 質問①の回答に、先進事例の共有が実施される場合、共有している取組例の実施主体（保険者など）や具体的な取組内容をご記入ください。			

後発医薬品安心使用促進協議会の設置

1 目的

- 都民が安心して後発医薬品を使用できる環境を整備するため、医療関係者・保険者等の関係機関及び都民等が都内の現状と課題を共有し、対応策を検討する。

2 委員構成(別紙のとおり)

- 学識経験者(2名)
- 医療関係者等(6名)
- 保険者団体(6名)
- 都民代表(2名)
- 区市町村代表(2名)

3 検討内容

- 後発医薬品の安心使用に当たっての現状把握及び具体的方策に関すること
- 安心使用に当たっての関係者の理解促進・連携に関すること
- 都民に対する後発医薬品の正しい知識の普及啓発に関すること 等

4 令和元年度の取組事業及びスケジュール

(1) 後発医薬品に関する実態調査

安心使用や使用促進に向け、都における課題を把握するため、医療機関等の関係機関、医療保険者及び患者に対し、実態調査を行う。

(2) 手引きの作成・配布

後発医薬品の理解促進を図るため、医療機関、薬局向け手引きを作成し配布する。

(3) スケジュール

R1															
H30			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会	構成団体 事前調整			協議会 要綱制定		6月7日 第1回協議会 ・実態調査(案)検討				10月下旬～11月上旬 第2回協議会 ・実態調査結果等(速報) ・手引き(案)検討		1月中旬～下旬 第3回協議会 ・実態調査結果等 ・次年度以降の取組案検討			
	実態 調査	関係機関 向け調査		委託準備		調査実施		調査結果集計とりまとめ				調査結果 公表			
		※患者調査 (都民モニター を活用)		調査準備		調査結果 公表									
手引き 作成・配布										手引き案準備		手引き作成・配布			

東京都後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
学識経験者 (2名)	佐瀬 一洋	順天堂大学大学院医学研究科 教授
	小野 俊介	東京大学大学院薬学系研究科 准教授
医療関係者 等 (6名)	鳥居 明	公益社団法人東京都医師会 理事
	阪柳 敏春	公益社団法人東京都歯科医師会 副会長
	永田 泰造	公益社団法人東京都薬剤師会 副会長
	小川 聡子	一般社団法人東京都病院協会 理事
	金内 幸子	一般社団法人東京都病院薬剤師会 理事
	加藤 尚章	一般社団法人東京医薬品卸業協会 副理事長
保険者団体 (6名)	加島 保路	東京都保険者協議会 会長 (東京都国民健康保険団体連合会 専務理事)
	鳥海 孝治	健康保険組合連合会東京連合会 専務理事
	元田 勝人	全国健康保険協会東京支部 支部長
	倉田 直美	全国土木建築国民健康保険組合保健事業部 管理課長
	寺井 伸二	日本私立学校振興・共済事業団業務部 短期給付課長
	山中 一郎	東京都後期高齢者医療広域連合保険部 管理課長
都民代表 (2名)	吉井 栄一郎	公益社団法人東京都老人クラブ連合会 常務理事・事務局長
	松田 妙子	特定非営利活動法人せたがや子育てネット 代表理事
区市町村代 表 (2名)	加藤 英二	江戸川区 健康部 医療保険課長
	岩野 秀夫	東大和市 市民部 保険年金課長

(敬称略)

後発医薬品に関する実態調査について

調査目的 - 後発医薬品の使用割合は年々伸びているが、都は全国45位と低く、全ての関係者に対してアプローチし、効果的な対策により安心して使用できる環境を整備していく必要がある。 - 関係者ごとの取組課題に対応した個々の対策を検討するために、関係機関等を対象とした実態調査を行い、東京都の実態と課題を明確化する。	調査概要 医療機関（病院650施設・診療所2,400施設） - 調査対象 - 病院施設：650施設（病院用及び医師用）（全数調査） - 診療所：2,400施設（都内約24,000施設から無作為抽出） - 調査方法 - 病院施設については、メールで依頼 回答はweb画面 - 診療所については、郵送で依頼 回答はweb画面 保険者（300保険者） - 調査対象 - 区市町村国民健康保険・国民健康保険組合：83保険者（全数調査） - 東京都後期高齢者医療広域連合：1保険者（全数調査） - 共済組合：25保険者（全数調査） - 全国健康保険協会東京支部：1保険者（全数調査） - 健康保険組合：約200保険者（都内約600保険者から無作為抽出） - 調査方法 - 区市町村国民健康保険・国民健康保険組合・東京都後期高齢者医療広域連合・全国健康保険協会東京支部：メールで依頼 回答はweb画面 - 共済組合・健康保険組合：郵送で依頼 回答はweb画面
---	---

薬局（2,200施設）

- 調査対象
 - 薬局：2,200施設（都内約6,600施設から無作為抽出）
- 調査方法
 - 郵送で依頼 回答はweb画面

患者（薬局来訪者4,400名）

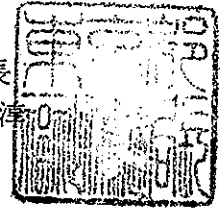
- 調査対象
 - 患者：4,400人
上記薬局に来局した患者各2名（年齢は問わない）
- 調査方法
 - 薬局窓口で配布 回答はweb画面（又は郵送）

インターネット福祉保健モニター 400名

- 調査対象
 - インターネット福祉保健モニター：400名
- 調査方法
 - モニターに登録している都民18歳以上の方を対象に8月に別途実施
 - 調査項目は、患者と同様

東京都保険者協議会会長
加 島 保 路 様

東京都福祉保健局長
内藤 洋



東京都後発医薬品インターネット実態調査について（依頼）

時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、東京都では、本年度より、都民が安心して後発医薬品を使用できる環境を整備するため、東京都後発医薬品安心使用促進協議会を設置しております。

本協議会において、関係者ごとの取組課題に対応した個々の対策を検討するために、都内の関係機関等を対象としたインターネット実態調査を行い、東京都の実態と課題を明確化することを予定しております。

つきましては、下記調査につきまして、関係機関へご周知のほど何卒よろしくお願いいたします。

記

1 調査対象

- (1) 区市町村国民健康保険・国民健康保険組合：83保険者（全数調査）
 - (2) 東京都後期高齢者医療広域連合：1保険者（全数調査）
 - (3) 共済組合：25保険者（全数調査）
 - (4) 全国健康保険協会東京支部：1保険者（全数調査）
 - (5) 健康保険組合：都内約200保険者（無作為抽出）
- ※別途、病院、薬局、患者についても調査を行います。

2 調査期間

令和元年8月下旬から9月中旬まで（予定）

3 調査依頼

1の(1)、(2)(4)については、東京都福祉保健局から、調査期間の1～2週間前に、直接メールで依頼します。

1の(3)、(5)については、東京都福祉保健局が契約した業者から、調査期間の1～2週間前に、直接郵送で依頼します。

4 回答方法

インターネット

5 調査項目（案）

別紙のとおり

（問合せ先）

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課
医療費適正化担当 古矢・鎌田
電話 03-5320-4164
FAX 03-5388-1409

後発医薬品に関する実態調査【保険者用】(案)

(調査票中、◎は都独自調査項目)

別紙

1 基本情報等

(1) 保険者種別 (選択)

(区市町村国保、国保組合、後期高齢者医療広域連合、健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会東京支部)

◎ (2) 被保険者数 (選択)

(1万人未満、1万人以上5万人未満、5万人以上10万人未満、10万人以上)

2 後発医薬品使用促進事業

(1) 後発医薬品使用促進事業の実施の有無 (選択) と内容

3 後発医薬品差額通知事業

(1) 後発医薬品差額通知の実施の有無 (選択)

(2) 後発医薬品差額通知の対象者 (選択・一部自由記載)

(全ての調剤レセプト、一定年齢以上、自己負担額の軽減額が一定以上、生活習慣病治療薬 (先発品) を長期服用している)

(3) 後発医薬品差額通知の通知時期 (選択・一部自由記載)

(毎月、指定した月、医療費通知等の時期)

(4) 後発医薬品差額通知の通知回数 (選択)

(1回、2回、3～6回、7～11回、12回、12回以上)

(5) 後発医薬品差額通知の実施方法 (選択)

(健保連・国保連のシステムにより実施、独自システムにより実施、外部委託、その他)

(6) 後発医薬品差額通知の切替効果額検証の実施の有無 (選択)

(7) 後発医薬品差額通知の切替効果額検証方法 (自由記載)

(8) 後発医薬品差額通知に対する切替効果額 (自由記載)

(切替率 一か月あたりの軽減効果額
一人当たりの軽減効果額)

◎ (9) 切替効果額の高い対象者の設定方法 (自由記載)

(10) (9) 以外で、後発医薬品差額通知についての工夫 (自由記載)

4 後発医薬品差額通知事業以外の取組

(1) 後発医薬品差額通知以外の取組 (選択・自由記載)

(後発医薬品希望シール・カード、パンフレット・リーフレット、ちらし・刊行物、医療機関・薬局に対する協力要請)

(2) 後発医薬品差額通知以外の取組を行う上で工夫していること (自由記載)

5 後発医薬品の使用促進に関する課題 (自由記載)

◎ 6 後発医薬品の使用促進に関する今後の予定 (自由記載)

◎ 7 好事例として他保険者への提供の可否 (選択)

◎ 8 切替効果分析に関するデータについて、東京都 (又は東京都保険者協議会) へのデータ提供の可否 (選択)